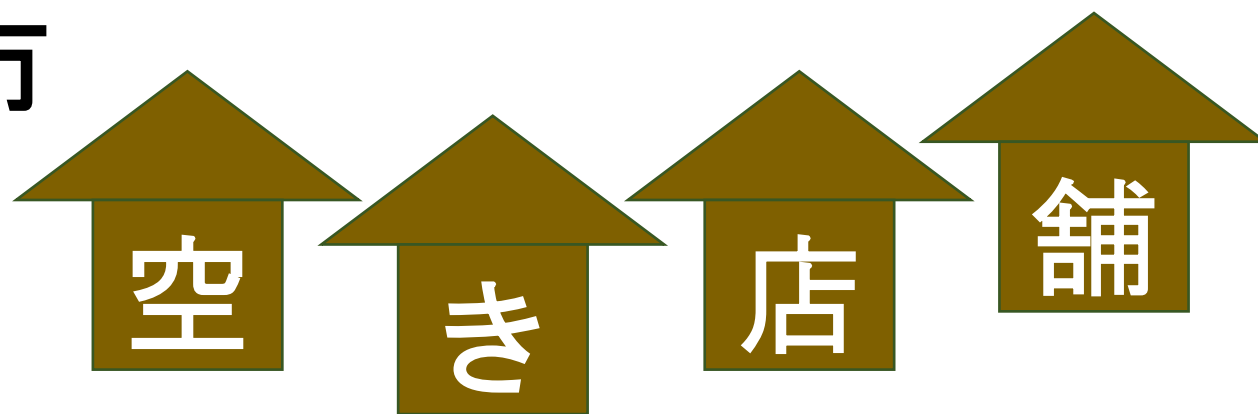


青梅市



活用事業補助

空き店舗での新事業を支援します！

新たに青梅市で事業を行う方に対して、
施設に係る経費の一部を補助します。



【申請要件】

- 住居地に納期を経過した市町村民税を完納していること。
- 暴力団関係者でないこと。
- 対象となる空き店舗の所有者、所有者の同一世帯に属し生計を一にする者、または所有者の2親等内の血族および婚姻でないこと(ただし、事業を始めるにあたって1年以内に物件を購入したことにより所有者となった場合を除く)。
- 過去に本事業の補助金の交付を受けたことがないこと。

【対象者】

- 個人、または法人を設立して事業を開始する方
- 特定創業支援事業による支援を受け、証明書の発行を受けた方

最大

100万円

【補助金額】

補助対象となる経費の1/2以内
(1,000円未満の端数は切り捨て)

【対象物件】

- 商業活動や事務所として使っていた施設であること
- 青梅市区域内の施設であること

【対象にならない物件】

- 大規模小売店舗、店舗内のテナント、可動式店舗

詳しくは市HPをご覧ください。HPはこちら→

※申請が多数の場合、申請金額に対する満額の補助とならない場合があります。

※審査の結果、補助対象外となる経費もあります。予めご了承ください。



令和5年12月22日(金)まで

【お問い合わせ・申請先】

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 青梅市地域経済部商工業振興課工業振興係(市役所3階)
電話 0428-22-1111(内線2341・2342)